

平成 13 年 3 月 1 日

訓 令 甲 第 2 号

存 続 期 間

警視庁警察職員懲戒手続規程

警視庁警察職員懲戒取扱規程（昭和 32 年 9 月 1 日訓令甲第 39 号）の全部を次のように改正する。

- 〔沿革〕 平成 16 年 8 月 訓令甲第 25 号（い）
17 年 4 月 同第 15 号（ろ）
22 年 3 月 同第 16 号（は）
26 年 3 月 同第 5 号（に）
27 年 3 月 同第 20 号（ほ）
28 年 2 月 同第 1 号（へ）
29 年 1 月 同第 1 号（と）改正

（目的）

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び職員の懲戒に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 84 号）に基づく警視庁警察職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続並びに職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 65 号）に基づく退職手当の支給制限等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。（は、に）

（定義）

第 2 条 この規程において職員とは、警視以下の階級にある警察官、警察行政職員、一般職非常勤職員及び臨時職員をいう。（に、ほ、と）

2 この規程において幹部とは、巡査部長以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察行政職員をいう。

3 この規程において所属長とは、所属及び所属長の呼称に関する訓令（昭和 35 年 8 月 15 日訓令甲第 23 号）第 2 条に定める所属長をいう。

4 前項の所属長（第 1 項の職員に限る。）がこの規程の手続の適用を受ける場合は、本部

の所属長についてはその属する部の長を、警察署長については警務部長を所属長とみなす。
(規律違反)

第3条 職員が、地方公務員法第29条第1項各号の一に該当する場合には、これを規律違反とする。(に)

(職員の責務)

第4条 職員は、他の職員に規律違反があると思料される場合は、速やかにその旨を所属長又は人事第一課長(監察係経由)に報告するよう努めなければならない。(に)

2 職員は、規律違反に係る調査に協力しなければならない。

(幹部の責務)

第5条 幹部(所属長を除く。)は、担当する部下職員に規律違反があると思料される場合は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。(に)

(所属長の責務)

第6条 所属長は、所属職員に規律違反(極めて軽微なものを除く。)があると認めた場合は、直ちに人事第一課長(監察係経由)に通知しなければならない。(に)

2 所属長は、他所属の職員に規律違反があると思料される場合は、直ちに人事第一課長(監察係経由)及び当該職員の所属長に通知しなければならない。

3 所属長は、次条第2項又は第8条第1項の規定により通知を受けた場合において、当該通知が懲戒手続を行う必要がある旨のものであるときは、別記様式第1号により警視総監(人事第一課監察係経由)に懲戒の上申をしなければならない。

4 前項の規定により懲戒の上申(次条第1項の規定により方面本部長が認知した規律違反に係るものを除く。)をする警察署長は、その方面区を担当する方面本部長に報告しなければならない。

5 所属長は、規律違反に係る調査に協力しなければならない。

(方面本部長の責務)

第7条 方面本部長は、その方面区内の警察署の職員に規律違反(極めて軽微なものを除く。)があると認める場合は、直ちにその事実を調査し、人事第一課長(監察係経由)に通知しなければならない。(に)

2 方面本部長は、前項の規律違反の調査結果について、人事第一課長と協議した上で、当該規律違反に係る職員の所属長に通知することができる。

(人事第一課長の責務)

第8条 人事第一課長は、職員に規律違反があると認める場合は、直ちに事実を調査し、前条第2項の規定により方面本部長が通知した場合を除き、調査結果を当該職員の所属長に通知しなければならない。(に)

2 人事第一課長は、職員の重要特異な規律違反については、直ちに警務部長に報告しなければならない。

(委員会)

第9条 職員の規律違反等を審査するため、警視庁本部に警視庁警察職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。(は、に)

2 警視総監が職員に懲戒処分等を行う必要があると認めたときは、委員会に審査を命ずるものとする。

(委員会の構成)

第10条 委員会は、委員長及び3人以上7人以内の委員をもって構成する。(に)

2 委員長は、警務部長とする。

3 委員は、理事官以上の職にある者の中から委員長が指名するものとする。

(議決)

第11条 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。(に)

(書記)

第12条 委員会に書記1人を置く。(に)

2 書記は、委員長が指名するものとする。

3 書記は、別記様式第2号を作成するものとする。

(除斥)

第13条 個々の事案において、審査の対象者との関係その他の事情から審査に公正を欠くおそれがあると認める場合は、委員長又は委員をその審査に参加させないことができる。

(に)

(委員長代理)

第14条 委員長に事故があるときは、その都度、警視総監の指定する者がこれを代理する。

(に)

(委員会の審査)

第15条 委員会の審査に必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。(に)

2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

(報告)

第16条 委員長は、審査終了後、懲戒の内容等を警視總監に報告しなければならない。

(に)

(辞令書の様式等)

第17条 戒告、減給、停職及び免職の処分の辞令書は、別記様式第3号とし、処分説明書は、別記様式第4号とする。(に)

2 前項の辞令書及び処分説明書は、所属長から当該職員に交付するものとする。

(支給品及び貸与品の返納)

第18条 職員が免職の処分を受けたときは、支給品及び貸与品を速やかに返納しなければならない。(い、に、ほ)

2 職員が停職の処分を受けたときは、使用期限の満了しない支給品及び貸与品を別記様式第5号の目録に添えて、速やかに返納しなければならない。

(懲戒の手續中の退職)

第19条 懲戒の上申をされた職員は、懲戒の内容を記載した書面が交付されるまでは退職することができない。ただし、警視總監が退職を認める場合は、この限りでない。(に)

2 前項ただし書により退職を認められることなく職務を放棄した場合は、原則として免職の処分とする。

(訓戒等)

第20条 警視總監は、懲戒の上申がされた規律違反について、懲戒処分を行う必要がないと認めた場合は、訓戒又は注意を行うものとする。(に)

2 前項の訓戒又は注意は、規律違反の内容により、警務部長又は所属長に命じて行わせることができる。

附 則

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月訓令甲第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行

政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式第 1 号から別記様式第 5 号まで〔略〕